

標 題 : 総務省通知「人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等について（令和7年10月1日施行の育児時間の多様化関係及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備関係）」
発信番号 : 自治労情報2025第0072号
発信日付 : 2025年4月28日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は4月25日付で通知「人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等について（令和7年10月1日施行の育児時間の多様化関係及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備関係）」を発出しましたので情報提供いたします。

おもな改正事項は、部分休業の取得パターンの多様化（現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」に加え、「1年につき10日相当の範囲内」を選択できるよう措置）、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等です。

10月1日施行にむけて必要な条例改正がなされるよう、当局への確認をお願いします。

添付ファイル :
01_【通知】人事院規則19-0の一部改正等について.pdf
02_【別添1】育児休業条例（案）改正予定事項_250425.pdf
03_【別添2】勤務時間条例（案）改正予定事項_250425.pdf
①～③人事院規則（R71001施行分）.pdf
④～⑧人事院運用通知（R71001施行分）.pdf